平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第17号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則(昭和61年岩手県規則第92号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
川表(第7条関係)				別	別表(第7条関係)				
		利用料金の上限額					利用料金の上限額		
区分	単 位	アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合		区分	単 位	アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合	
第1会議室	[略]	円 <u>620</u>	円 <u>1,420</u>		第1会議室	[略]	円 <u>640</u>	円 <u>1,470</u>	
第2会議室	[略]	<u>250</u>	<u>590</u>		第2会議室	[略]	<u>260</u>	<u>610</u>	
第3会議室	[略]	230	<u>560</u>		第3会議室	[略]	240	<u>580</u>	
第4会議室	[略]	230	<u>560</u>		第4会議室	[略]	240	<u>580</u>	
ステージ	[略]	270	830		ステージ	[略]	280	860	
トレーニング室	[略]	<u>370</u>	<u>800</u>		トレーニング室	[略]	380	<u>830</u>	
放送設備(アリーナ)	[略]	<u>270</u>	640		放送設備(アリーナ)	[略]	<u>280</u>	<u>660</u>	
放送設備 (その他)	[略]	230	<u>560</u>		放送設備 (その他)	[略]	240	<u>580</u>	
電光得点盤	[略]	320	640		電光得点盤	[略]	330	<u>660</u>	
電光掲示板	[略]	<u>250</u>	<u>490</u>		電光掲示板	[略]	<u>260</u>	<u>510</u>	
ピアノ	[略]	<u>510</u>	<u>1, 030</u>		ピアノ	[略]	<u>530</u>	<u>1, 070</u>	
[略]					[昭各]				
<u>いす</u> (1人用)	[略]				<u>椅子</u> (1人用)	[略]			
[略]					[略]				
レスリングマット	[略]	180	370		レスリングマット	[略]	<u>190</u>	380	
テント	[略]		円 <u>380</u>		テント	[略]		円 <u>390</u>	
[略]					[略]				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。